



消費生活相談

「デジタル時代に求められる消費者力とは」
～毎年5月は消費者月間です～

昭和43年5月に「消費者保護基本法（消費者保護法の前身）」が施行されたことに伴い、昭和63年から毎年5月を消費者月間として、テーマを定め、全国で各種行事が実施されます。今年度のテーマは「デジタル時代に求められる消費者力とは」です。

本町でも、消費者被害防止の啓発を行い、たじま消費者ホットラインと兵庫県但馬消費生活センターとの共催で、イベントを開催します。

とき：令和6年6月1日（土）11時～12時まで

場所：豊岡市アイティ7階 ほっとステージ

内容：今年もやります！寸劇パレード「夜が谷姉妹のアパートメント」

- ①催眠商法「あれをお得に手に入れる?!」
- ②訪問販売「あれのメンテナンスをします!」
- ③訪問購入「あれはないですか?」
- ④定期購入「あれな君へ」
- ⑤投資詐欺「あれは10年前!」

★3市2町と県の消費生活相談員・行政職員による寸劇。現役弁護士、警察官も出演予定です。お買い物ついでにぜひお立ち寄りください。

相談は
こちらへ...

役場消費生活センター（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!